

機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管
一般医療機器 チューブ用クランプ 43223000

高砂チューブ鉗子

【警告】*

- ① 本品表面に衝撃や振動を用いて印を刻み込む等の二次加工はしないこと。[折損の原因となる]
- ② 本品を変形あるいはキズをつける等の粗雑な取扱い及び改造を行わないこと。[製品の寿命を著しく低下させる]

【禁忌・禁止】*

- ① 本書記載の【使用目的又は効果】以外の使用目的には使用しないこと。[誤った使用方法は本品の折損その他予期せぬ事象を招くおそれがある]

【形状・構造及び原理等】*

・形状

本品は、鉗子状の手動式器具で、先端部はチューブをはさみ、遮断する役割を果たす。ハンドル部のラチェットをかけることで状態を維持することが出来る。

（写真は製品の例を示す）



【使用目的又は効果】

本品は、チューブを遮断する為の再使用可能な器具である。

【使用方法等】

本品の先端部でチューブを挟み、ラチェットを適切な段数に架けて閉鎖状態を保持する。

以下に洗浄方法の代表例を示したが、洗浄に当たっては院内の規定に従うこと。

1. 洗浄方法代表例

- (1) 製造元の指示に従い、中性洗剤を準備する。
- (2) 柔らかい毛のブラシあるいは柔らかく清潔な布で、洗浄液に浸したまま手で本品を洗浄する。溝部分などは念入りにブラシで洗浄する。
- (3) 温水で少なくとも 1 分以上流し、十分すすぐ。
- (4) 洗浄後、目視にて血塊等がないことを必ず確認する。
- (5) 清潔な柔らかい布を用い、完全に水気を取る。

【使用上の注意】

1. (1) 重要な基本的注意
 - ・ 本品の先端部は特に取り扱い、洗浄方法、保存状態により、腐食、損傷、破損、搔きキズなどを生じさせる恐れがあるので注意すること。又、異常が見られる状態（腐食、ひび、欠け、曲り、磨耗）では使用しないこと。

【保守・点検に係る事項】*

- ・ 日常点検及び使用前点検を行い、正常に作動していることを確認すること。
- ・ 本品は使用の度に洗浄すること。血液や残片物を取り除き、全て十分に洗浄されているかを確認すること。また、洗浄時に他の器具との接触による損傷をさせないように配慮すること。
- ・ 洗浄後は直ちに乾燥させ、湿った状態で必要以上に長時間放置することは避けること。ステンレス鋼は錆びにくい材質であるが、保管条件等により錆が発生することがある。
- ・ 本品が漂白剤、消毒液等の塩素及びヨウ素を含む溶液にさらされた場合には、直ちに清水で洗浄すること。

この添付文書は、本品を安全にご使用いただくためのものです。
この添付文書をよくお読みになり、内容を十分ご理解された上で
ご使用ください。

【製造販売業者又は製造業者の氏名又は名称及び住所等】*

〔製造販売業者〕

高砂医科工業株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-42-2

お問い合わせ窓口：

TEL:03-3815-0156 FAX:03-3815-5361